

銀行員が  
押さえておくべき

# 平成28年度 税制改正大綱のポイント

税理士法人おおたか  
木村 英幸

平成27年12月24日、「平成28年度税制改正大綱」が閣議決定された。本稿では、最大の争点となった消費税の軽減税率を中心に、押さえておくべき主な改正項目について解説する。

## 1 28年度大綱の概要と今後の着眼点

### 50年後の人口1億人維持に向け 税と社会保障の一体改革を最重視

**安** 倍内閣はこの3年間、デフレ脱却と経済再生を最重要課題とし、「三本の矢」と銘打った経済政策を一体的に推進してきた。三本の矢については、設備投資の増加、企業収益の押し上げ、雇用の増加および賃金上昇の実現により、日本経済の好循環を生み出すという一定の成果を上げているものと考えられる(図表1)。

しかし、少子高齢化問題や、経

「安心につながる社会保障」を実現するためには、「社会保障と税の一体改革」を確実に実施することが最重要課題となるため、その一環として、消費税率10%への引上げが平成29年4月に確実に実施される。増税に際して低所得者への配慮が必要となることから、同時に税率8%の軽減税率制度が導入される。

しかし、軽減税率の対象品目を広げたことにより軽減税率導入に伴う財源は1兆円ともいわれ、その全額は確保できていない。当該財源については、与党の責任において、平成28年度税制改正法案に

明記されることとなっている。

20%台の法人実効税率が平成28年度に実現

## 2. 法人税率の引下げ等

今年度の税制改正では、日本経済の好循環を確実なものにするため、成長志向の法人税改革をさらに大胆に推進し、制度改正を通じて課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人実効税率の「20%台」への引下げが平成28年度に実現される。課税ベースの拡大のため、生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止や、建物附属設備・構築物の減価償却の見直し

なども行われる。

一方、日本経済の好循環に向けた動きは、地方ではまだまだ弱い。また、日本全体が人口減少局面にある中で、特に地方の人口減少は深刻である。「地方創生」を実現するため、地方創生応援税制

(企業版ふるさと納税)の創設などの対策が講じられる。

## 3. 所得税関係

適切に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、空き家の発生を抑制する観点で、相続によ

り生じた空き家で一定のものに限り、相続人が必要な耐震改修または除却を行ったうえで家屋または土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除が導入される。また、出産・子育ての不安や負担を軽減するため、世代間の助け

合いによる子育てを支援する観点から、三世同居に対応したリフォームに関して税額控除制度が導入される。

酒税や配偶者控除は来年度以降に先送りされた

そのほか、医療需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するため、国民自らが自己の健康管理を進める「セルフメディケーション」を推進するための新たな医療費控除制度が導入される。

## 4. 今後の検討事項

今年度の税制改正では、消費税の軽減税率の導入について時間を費やしたため、ビール類の酒税一本化や、所得税の配偶者控除の見直しについては、すべて来年度以降に先送りとなっている。

このほか、現在、資本金1億円以下の法人に対して一律に中小企業として扱い、法人税の軽減税率その他各種優遇税制の適用を受けられることや、非上場株式の相続税評価額などについて、見直しを検討されている。

図表1 アベノミクスの効果

◇設備投資	2012 64.9兆円→2013 68.2兆円→2014 69.3兆円 (2年間で約5兆円/7%の伸び)
◇企業収益	東証上場2,158社 純利益合計 2015年3月期 21.2兆円 (史上初の20兆円越え)
◇雇用	2年半で就業者数100万人増加、有効求人倍率 1.19倍 (23年ぶりの高水準) 完全失業率 3.3%
◇賃上げの実現	一人当たり平均賃上げ率 2015年6月 2.23% 特に大手企業は2.52% 平均回答額 8,235円 (17年ぶりの水準)

出所：経済産業省資料

図表2 主な改正項目

項目	概要	施行時期
消費税関係	消費税の軽減税率制度の導入 消費税率10%への引上げと同時に、軽減税率制度(8%)を導入 対象品目は「酒類及び外食を除く飲食品」、「新聞の定期購読料」に限定	平成29年4月1日から導入
	適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入	平成33年4月1日から導入
法人税関係	法人税率の引下げ等 平成28・29年度の法人税率を23.4%(実効税率29.97%)に引下げ 平成30年度の法人税率を23.2%(実効税率29.74%)に引下げ	平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用 平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用
	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 地方公共団体の行う一定の事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除を創設	地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出した場合に適用
個人法人共通	生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止 即時償却：平成28年度まで その他の特例：平成29年度まで	現行どおり期限到来で廃止
	減価償却の見直し 建物附属設備・構築物の償却方法について、定率法を廃止し定額法に一本化	平成28年4月1日以後に取得した場合に適用
所得税関係	空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入 相続により生じた一定の空き家であって旧耐震基準が満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除(3,000万円)を導入	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合に適用
	三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入 三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入(借入金：住宅借入金等の年末残高の1~2%、自己資金：標準的な工事費用相当額の10%)	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合に適用
	スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の導入 検診、予防接種等を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用(年間12万円を超える部分の金額(8万8千円を限度))について所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)を導入	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支出した場合に適用